

東大和市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

東大和市特別職報酬等審議会条例（昭和43年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第1条の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する教育長の給料の額については、適用しない。